

新旧対照表

※ :改正部分

改正前	改正後
<p><b>提案基準</b></p> <p>審査会付議基準第3－2に基づき、市街化調整区域に係る開発行為又は建築物等の建築等について審査会に付議するための基準を次のとおり定める。</p> <p>提案基準1 有料老人ホームの取扱いについて 提案基準2 社寺仏閣及び納骨堂の取扱いについて （中略） 提案基準8 地域振興に資する工場施設等の取扱いについて 提案基準9 その他特に定めのないものの取扱いについて</p>	<p><b>提案基準</b></p> <p>審査会付議基準第3－2に基づき、市街化調整区域に係る開発行為又は建築物等の建築等について審査会に付議するための基準を次のとおり定める。</p> <p>なお、この基準に基づき審査会の議を経た後に、当該開発行為又は建築物等の建築等の内容に変更が生じた場合の手続は、次の各号に定めるところとする。</p> <p>(1) 当初の付議に係る提案基準に適合し、かつ、予定建築物等の用途及び敷地形状の変更がない場合にあっては、審査会への付議を省略できるものとする。</p> <p>(2) 当初の付議に係る提案基準に適合せず、又は予定建築物等の用途若しくは敷地形状の変更がある場合にあっては、再度審査会への付議を要するものとする。ただし、変更の内容が軽微であって、立地判断に影響を及ぼさないと市長が認めるときは、後日審査会に報告することにより、審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。</p> <p>提案基準1 有料老人ホームの取扱いについて 提案基準2 社寺仏閣及び納骨堂の取扱いについて （中略） 提案基準8 地域振興に資する工場施設等の取扱いについて 提案基準9 その他特に定めのないものの取扱いについて</p>

改正前	改正後
<p>提案基準8 地域振興に資する工場施設等の取扱いについて (令和3年4月1日施行)</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第1 地域振興に資する工場施設、流通業務施設又は研究開発施設であって、次の各号の要件を満たすものに適用する。</p> <p>(1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）において次に掲げる業種に分類される事業所であること。</p> <p>ア 大分類E－製造業</p> <p>イ 大分類H－運輸業、郵便業のうち、中分類43－道路旅客運送業（小分類432 一般乗用旅客自動車運送業及び小分類439 その他の道路旅客運送業を除く。）、中分類44－道路貨物運送業、中分類47－倉庫業及び中分類48－運輸に附帯するサービス業（小分類484 こん包業に限る。）</p> <p>ウ 大分類I－卸売業、小売業のうち、中分類50－各種商品卸売業から中分類55－その他の卸売業まで</p> <p>エ 大分類L－学術研究、専門・技術サービス業のうち中分類71－学術・開発研究機関</p> <p>オ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち中分類78－洗濯・理容・美容・浴場業（小分類781洗濯業に限る。）</p> <p>(2) 建築基準法別表第2(る)項第1号に掲げる工場又は同項第2号に掲げる建築物でないこと。</p> <p>第2 (略)</p>	<p>提案基準8 地域振興に資する工場施設等の取扱いについて (令和3年4月1日施行)</p> <p>最終改正 令和8年1月1日施行</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第1 地域振興に資する工場施設、流通業務施設又は研究開発施設であって、次の各号の要件を満たすものに適用する。</p> <p>(1) 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ定める産業（日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）により分類された産業をいう。）に分類されるものであること。</p> <p>ア 工場施設 大分類E－製造業又は大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち中分類78－洗濯・理容・美容・浴場業（小分類781洗濯業に限る。）</p> <p>イ 流通業務施設 大分類H－運輸業、郵便業のうち、中分類43－道路旅客運送業（小分類432 一般乗用旅客自動車運送業及び小分類439 その他の道路旅客運送業を除く。）、中分類44－道路貨物運送業、中分類47－倉庫業若しくは中分類48－運輸に附帯するサービス業（小分類484 こん包業に限る。）又は大分類I－卸売業、小売業のうち、中分類50－各種商品卸売業から中分類55－その他の卸売業まで</p> <p>ウ 研究開発施設 大分類L－学術研究、専門・技術サービス業のうち中分類71－学術・開発研究機関</p> <p>(2) 騒音、振動、煤煙、粉塵、悪臭等に対する環境保全対策が講じられるものであること。</p> <p>第2 (略)</p>

(申請地等)

第3 申請地は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 高速自動車国道等のインターチェンジ（水戸インターチェンジ、水戸南インターチェンジ又は茨城町東インターチェンジに限る。）又は工業地域（米沢工業団地を除く。）から半径1キロメートルの区域内であること。

(2) 道路幅員9メートル以上の国道、県道又は市道に接していること。

2 工場施設にあっては、騒音、振動、煤煙、粉塵、悪臭等に対する環境保全対策が講じられていること。

3 工場施設にあっては、敷地の外周に幅3メートル以上の緑地帯を設置すること。ただし、周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められる場合は、この限りでない。

第4～第5 (略)

(申請地等)

第3 申請地は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 高速自動車国道又は道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）のインターチェンジから半径3キロメートルの範囲内であること。

(2) 道路幅員9メートル以上の国道、県道又は市道に接していること。

(3) 次に掲げる区域を含まないこと。

ア 法第8条第1項第7号に規定する風致地区

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定されている土砂災害警戒区域

ウ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、浸水した場合に想定される水深が3メートル以上の区域

2 工場施設にあっては、敷地の外周に幅3メートル以上の緑地帯を設置すること。ただし、周辺環境に対する影響が著しく少ないと認められる場合は、この限りでない。

第4～第5 (略)

新旧対照表

※ :改正部分

改正前	改正後
<p>包括承認基準 10 大規模な流通業務施設の取扱いについて            (平成 13 年 4 月 9 日施行)            最終改正 令和 3 年 4 月 1 日施行            (適用の範囲)</p> <p>第 1 次の各号のいずれかに該当する大規模な流通業務施設に適用する。</p> <p>(1) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 85 号) 第 5 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第 2 条第 3 号に規定する特定流通業務施設</p> <p>(2) 4 車線以上の国道、県道若しくは市道の沿道又は高速自動車国道等のインターチェンジから半径 1 キロメートルの区域内であって、あらかじめ市長が指定した区域 (以下「指定路線区域」という。) 内の大規模な流通業務施設</p>	<p>包括承認基準 10 大規模な流通業務施設の取扱いについて            (平成 13 年 4 月 9 日施行)            最終改正 令和 8 年 1 月 1 日施行            (適用の範囲)</p> <p>第 1 次の各号のいずれかに該当する大規模な流通業務施設に適用する。</p> <p>(1) 物資の流通の効率化に関する法律 (平成 17 年法律第 85 号) 第 7 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第 4 条第 3 号に規定する特定流通業務施設</p> <p>(2) 4 車線以上の国道、県道若しくは市道の沿道又は高速自動車国道等のインターチェンジから半径 1 キロメートルの範囲内であって、あらかじめ市長が指定した区域 (以下「指定路線区域」という。) 内の大規模な流通業務施設</p>
<p>第 2～第 3 (略)            (申請地)</p> <p>第 4 申請地は、次の各号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 特定流通業務施設にあっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 高速自動車国道等のインターチェンジから半径 5 キロメートルの区域内であること。</p> <p>イ 道路幅員 9 メートル以上の国道、県道又は市道に接し、かつ、申請地から当該インターチェンジに接続するまでの区間の道路幅員が 9 メートル以上であること。</p>	<p>第 2～第 3 (略)            (申請地)</p> <p>第 4 申請地は、次の各号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 特定流通業務施設にあっては、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 高速自動車国道等のインターチェンジから半径 5 キロメートルの範囲内であること。</p> <p>イ 道路幅員 9 メートル以上の国道、県道又は市道に接し、かつ、申請地から当該インターチェンジに接続するまでの区間の道路幅員が 9 メートル以上であること。</p>

(2) 指定路線区域内の大規模な流通業務施設にあっては、次の要件を満たすものとする。

ア 4車線以上の国道、県道又は市道の沿道にあっては、当該道路に接していること。ただし、河川、水路等を跨いで当該道路に接している場合は、この限りでない。

イ 高速自動車国道等のインターチェンジから半径1キロメートルの区域内にあっては、道路幅員9メートル以上の国道、県道又は市道に接し、かつ、申請地から当該インターチェンジに接続するまでの区間の道路幅員が9メートル以上であること。

第5～第7 (略)

(2) 指定路線区域内の大規模な流通業務施設にあっては、次の要件を満たすものとする。

ア 4車線以上の国道、県道又は市道の沿道にあっては、当該道路に接していること。ただし、河川、水路等を跨いで当該道路に接している場合は、この限りでない。

イ 高速自動車国道等のインターチェンジから半径1キロメートルの範囲内にあっては、道路幅員9メートル以上の国道、県道又は市道に接し、かつ、申請地から当該インターチェンジに接続するまでの区間の道路幅員が9メートル以上であること。

第5～第7 (略)

新旧対照表

※ :改正部分

改正前	改正後
<p>包括承認基準 15 社会福祉施設の取扱いについて (平成 19 年 11 月 30 日施行) 最終改正 平成 29 年 4 月 1 日施行 (適用の範囲)</p> <p>第 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業、社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）に適用する。</p> <p>第 2 (略) (必要性)</p> <p>第 3 次の各号のいずれかの理由に該当する場合であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 近隣に關係する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連係しつつ立地又は運用する必要がある場合</li> <li>(2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため、立地場所に配慮する必要がある場合</li> <li>(3) 当該施設が提供するサービスの特性から、当該開発区域の周辺の資源、環境等の活用が必要である場合</li> <li>(4) 地域の児童福祉、社会福祉又は更生保護の向上に寄与するとして、市長が必要と認めた場合</li> </ol> <p>第 4～第 6 (略)</p>	<p>包括承認基準 15 社会福祉施設等の取扱いについて (平成 19 年 11 月 30 日施行) 最終改正 令和 8 年 1 月 1 日施行 (適用の範囲)</p> <p>第 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業若しくは乳児等通園支援事業、社会福祉法第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設等」という。）に適用する。</p> <p>第 2 (略) (必要性)</p> <p>第 3 次の各号のいずれかの理由に該当する場合であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 近隣に關係する医療施設又は社会福祉施設等が存し、これらの施設と当該施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連係しつつ立地又は運用する必要がある場合</li> <li>(2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため、立地場所に配慮する必要がある場合</li> <li>(3) 当該施設が提供するサービスの特性から、当該開発区域の周辺の資源、環境等の活用が必要である場合</li> <li>(4) 地域の児童福祉、社会福祉又は更生保護の向上に寄与するとして、市長が必要と認めた場合</li> </ol> <p>第 4～第 6 (略)</p>